

地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領

「京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱」に定める地域密着型サービス外部評価に関する実施回数の緩和（以下「実施回数の緩和」という。）に係る申請等について、以下のとおり定める。

1 実施回数の緩和に係る要件

次に掲げる要件を全て満たす場合は「2年に1回」の受審を認める。

- (1) 直近の評価日（受審日・訪問調査日）（以下「評価日」という。）又は評価確定日（公表日）以前5年間及び5箇年度（以下「5年間等」という。）において、継続して受審していること。
また、実施回数の緩和を京都府（以下「府」という。）から認定され、外部評価を実施しなかった場合については、当該緩和期間中に実施したものとみなす。
なお、事業者の責に帰さない事由により、評価（受審・訪問調査）が受審期間内に受審できなかった場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなす。
- (2) 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）を市町村に提出していること。
- (3) 運営推進会議が、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、6回以上開催されていること。
- (4) 運営推進会議に、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (5) 「自己評価及び外部評価の評価項目」のうち、外部評価項目の「I-2、I-3、I-4、I-6」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合には、外部評価項目の「I-2-3、I-3-5、I-3-6、I-4-8」）の実践状況が適切であること。

2 事業者の申請手続き

事業者は、様式1「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請書」に記入し、次の書類を添付の上、地域密着型サービス事業所を所管する市町村に提出する。

- (1) 5年間等に受審の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」の写し（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は、「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）
上記5年間等に府が実施回数の緩和を認めている場合は、その認定書の写し
- (2) 申請する年又は年度の前年又は前年度に実施した運営推進会議の議事録の写し（出席者がわかるもの）

3 市町村の審査及び同意

- (1) 市町村は、事業者からの申請について、次の(2)の事項を審査の上、申請内容が適当と判断した場合は、様式2「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について（副申）」をもって実施回数の緩和について同意したものとし、事業者の申請書（様式1）（上記(2)の資料を除く）を添付の上、府に送付する。
- (2) 市町村が審査する事項は、上記1に掲げる事項とする。

4 認定

- (1) 府は、事業者からの申請書及び市町村からの副申を確認し、緩和要件を満たしている場合は、事業者には、様式3「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る認定書」を、市町村には、様式4「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について」を交付する。
- (2) 緩和期間は、直近に受審した外部評価の評価日から1年間とし、緩和期間の終了日から1年以内に必ず受審しなければならないものとする。
- (3) その場合の緩和期間中の取扱いについては、「5年間継続して受審している事業所」の要件をみたすものとする。
- (4) 緩和期間の終了日から1年以内に受審し、次に実施回数の緩和を受けたい場合は、再度、申請を行うこととする。

5 その他

- (1) 認定を受けた事業者が外部評価を受審する際は、評価機関に認定書を提示することとする。
- (2) この取扱要領に記載のない事項については、府と市町村の協議により決定することとする。

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和5年7月24日から施行する。